

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p>	<p>○川崎市火災予防条例 昭和48年7月3日条例第36号</p>
<p>(乾燥設備)</p>	<p>(乾燥設備)</p>
<p>第8条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>	<p>第8条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p>
<p>(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。</p>	<p>(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。</p>
<p>(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。</p>	<p>(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。</p>
<p>(3) 火の粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火の粉を飛散しない構造とすること。</p>	<p>(3) 火の粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火の粉を飛散しない構造とすること。</p>
<p>2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。</p>	<p>2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。</p>
<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第8条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうち テントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製であるものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下であり、かつ、まき又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p>	
<p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、まきを熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生し</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>た際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第6条第1項第1号の規定を準用する。</u></p> <p><u>（一般サウナ設備）</u></p> <p>第9条 <u>一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2） <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第32条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、<u>感震ブレーカー</u>その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2） 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第32条の3</p>	<p><u>（サウナ設備）</u></p> <p>第9条 <u>サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）</u>の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</p> <p>（2） <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第4条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。</p> <p>（住宅における火災の予防の推進）</p> <p>第32条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。</p> <p>（1） 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器 _____ その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進</p> <p>（2） 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進</p> <p>2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第32条の3</p>

改正後	改正前
<p>第1項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分のほか、火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置及び維持に努めるものとする。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p><u>(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）</u></p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p>	<p>第1項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分のほか、火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置及び維持に努めるものとする。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第62条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 熱風炉</p> <p>(2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(3)の2 当該厨(ちゆう)房設備の入力と同一厨(ちゆう)房室内に設ける他の厨(ちゆう)房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨(ちゆう)房設備</p> <p>(4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）</p> <p>(5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの及び労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するものを除く。）</p> <p>(6) 乾燥設備（個人の住居に設けるもの、気体を熱源とする入力5.8キロワット未満のもの及び電気を熱源とする定格消費電力10キロワット未満のものを除く。）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) <u>サウナ設備</u>（個人の住居に設けるものを除く。）</p> <p>(7)の2 燃料電池発電設備（第11条の2第2項及び第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(7)の3 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機</p> <p>(8) 火花を生ずる設備</p>

改正後	改正前
<p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(9)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(11) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</p> <p>(13) 水素ガスを充填する気球</p>	<p>(8)の2 放電加工機</p> <p>(9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(9)の2 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</p> <p>(10) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第15条第4項に定めるものを除く。）</p> <p>(11) 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）</p> <p>(12) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備</p> <p>(13) 水素ガスを充填する気球</p>